

第14章 資 料

1 公共事業再評価について

1 概 要

- (1) 平成10年度より、秋田県が実施する国の補助事業について、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の再評価実施要領に基づき、公共事業再評価システムを導入しています。
- (2) 再評価を実施する事業は、事業採択後5年後に未着手の事業、10年後継続中の事業及び社会経済情勢の変化により見直しの必要が生じた事業等が対象となっています。
- (3) 事業の再評価にあたっては、『秋田県公共事業再評価実施要綱』を定め、客観性を確保する目的から、学識経験者等よりなる『秋田県公共事業再評価審議委員会』を設置し、専門的な立場から第三者の意見を聞くこととしています。
- (4) 透明性を確保するため、再評価の結果や結論に至った経緯等を公表します。
- (5) 国は、県が決定した対応方針を尊重し、当該事業の補助金交付等に関する決定をします。

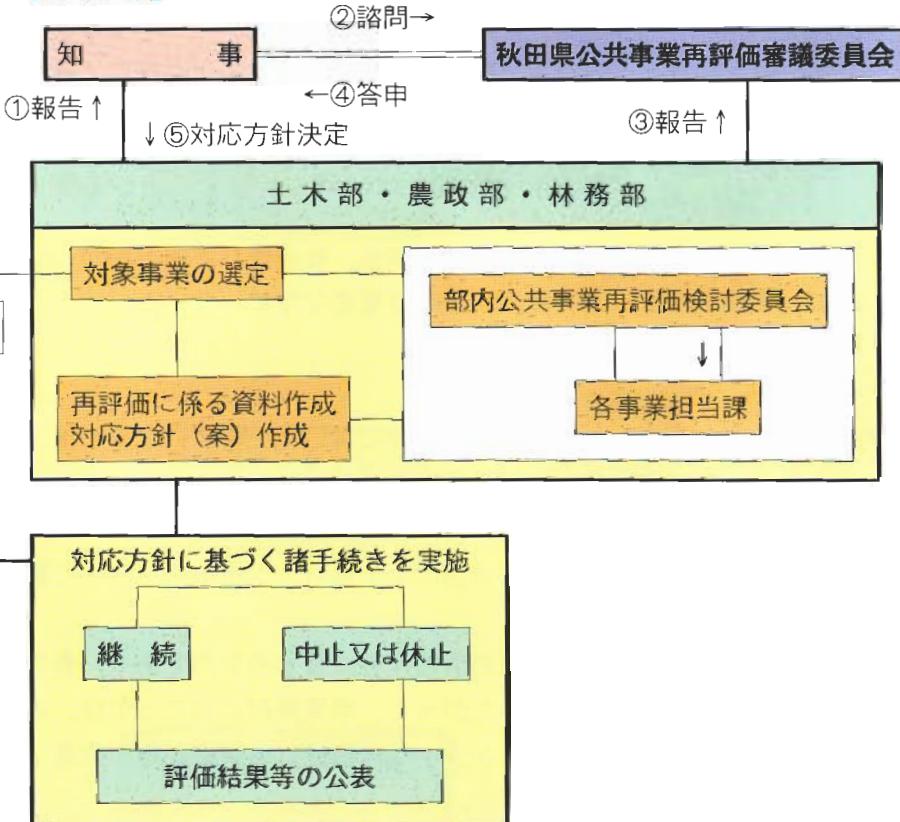
再評価事務の概念図

【本省各局】

【秋田県】

対象事業の選定

確認



2 『秋田県公共事業再評価審議委員会』の役割

- (1) 知事より県が実施した再評価の妥当性について諮問を受ける。
- (2) 提出資料に基づき、県より該当事業に係る再評価の実施状況及び対応方針案について説明を受ける。
- (3) 調査・審議の上、重点的に審議する事業を抽出する。
- (4) 抽出された事業について、より詳細に再評価の実施状況や対応方針案等を調査・審議する。

(5) 不適切又は改善すべき点がある場合を含め知事に答申する。

【参考】

知事は、委員会の意見を最大限尊重し、県としての対応方針を決定する。

■ 調査・審議のポイント

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

■ 平成10年度公共事業再評価審議委員会の結果

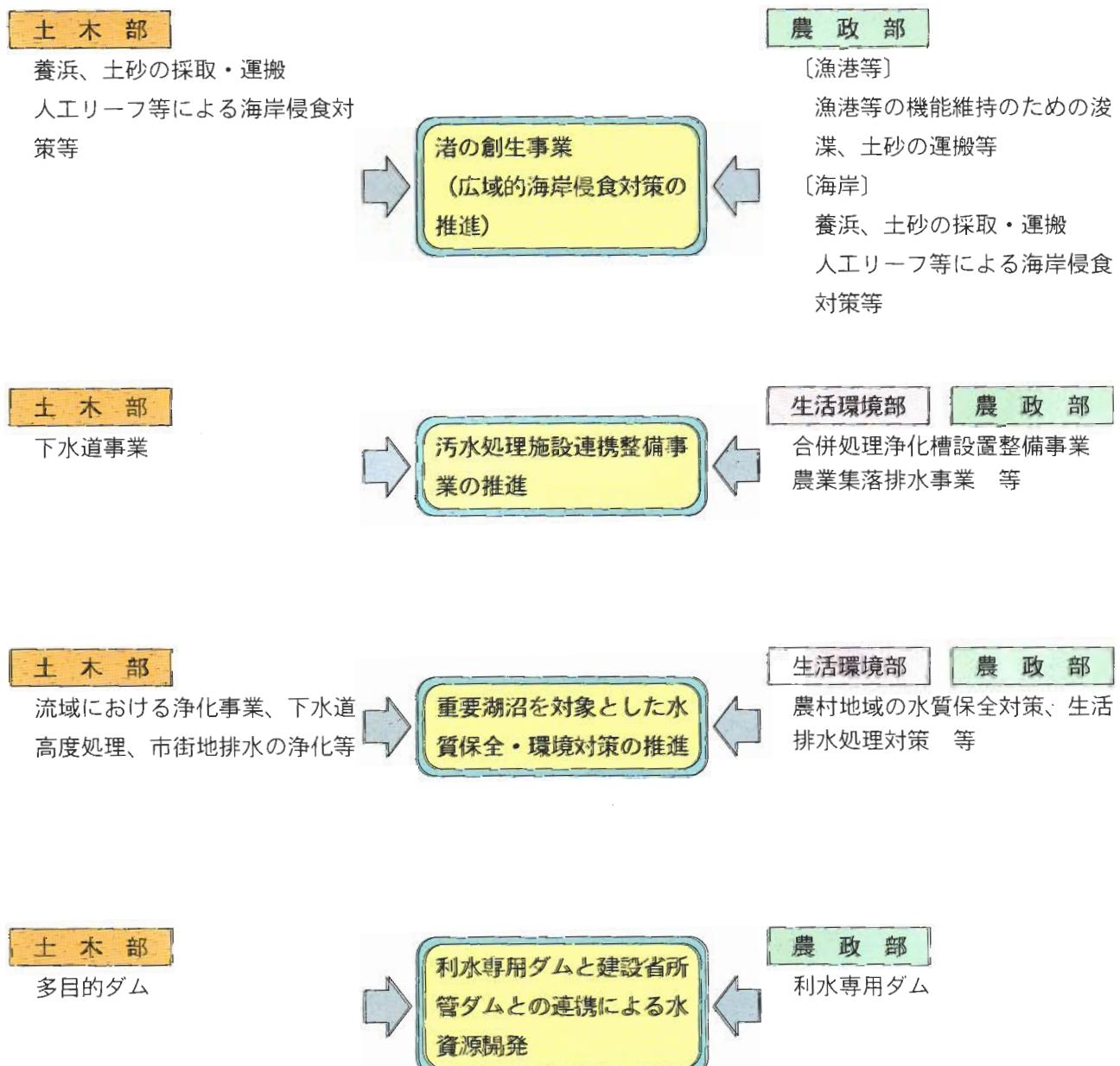
平成10年度の対象事業は111件あり、継続97件、休止4件で再評価審議委員会に諮問しており、2回にわたる審議の結果、県の対応方針は全て妥当であるとの答申を受けています。

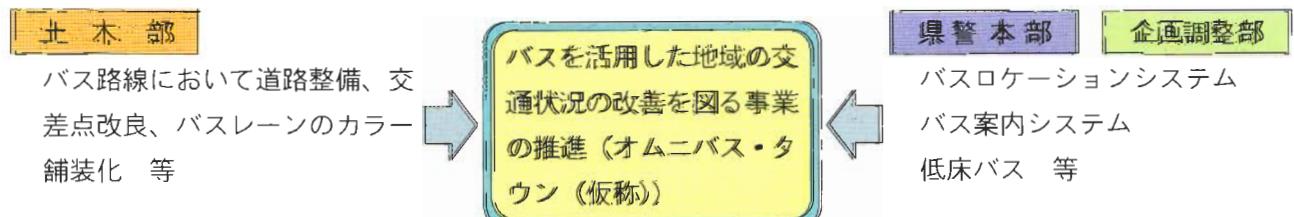
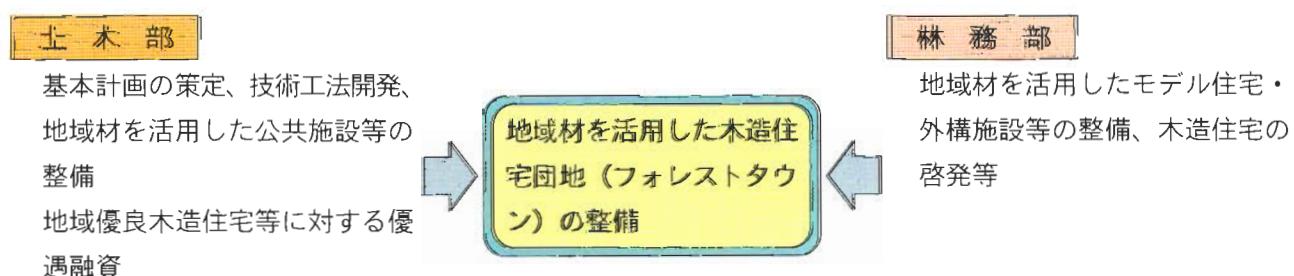
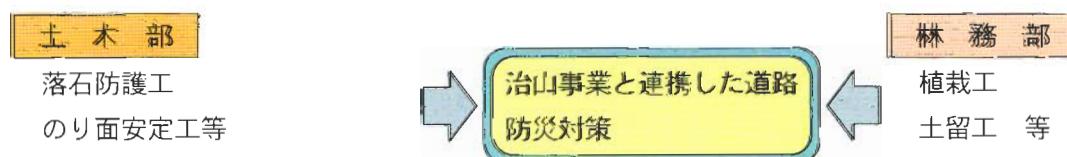
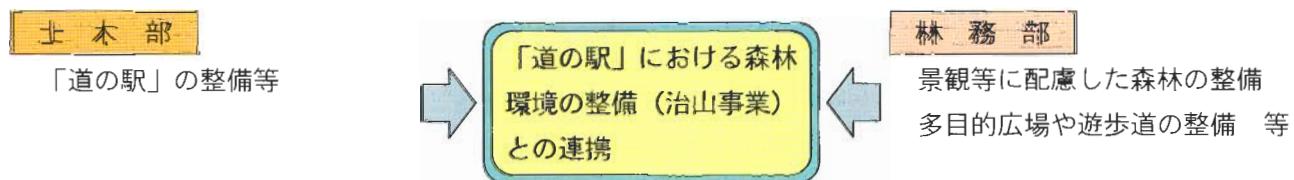
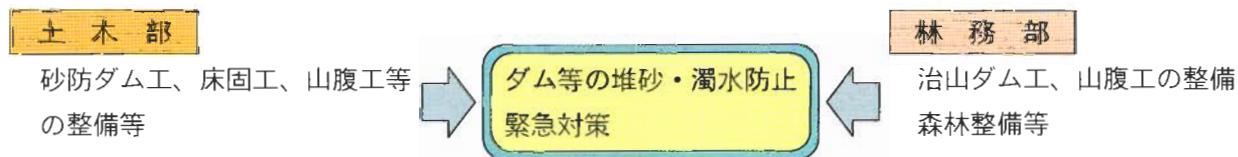
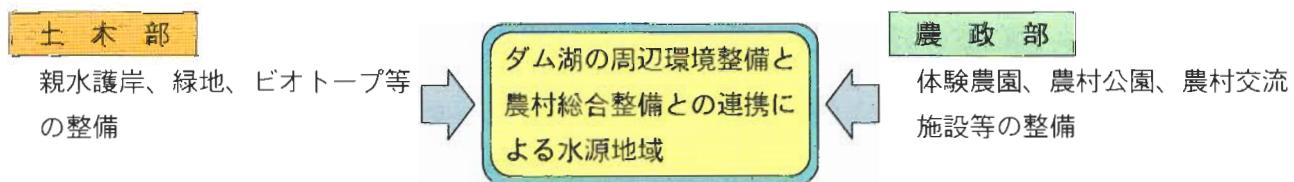
なお、事業の推進及び再評価の実施にあたっては、次の事項について十分反映されるよう要望があったところです。

- (1) 公共事業の実施に当たっては、動植物の希少種や環境問題、自然・文化遺産、遺跡について事前に調査を行うとともに、工事途中にこれらが確認された場合には、適切に対処すること。
- (2) 公共事業の推進に当たっては、事業に関わる情報を公開し、透明性を高め説明責任を果たすこと。そのためにも、個別の事業が県行政全体の中でどのような理念のもと、いかなる位置付けで行われているのか明確にすること。
- (3) 公共事業の再評価は、技術面や経済性、社会性など多方面から総合的に検討すべきものであるが、経済性を議論するうえで費用対効果は重要な指標となるものであり、全事業についてこれを明示すること。
- (4) 一般道路と農道といった類似の事業において、費用対効果の算出方法が一部不統一となっていることから、妥当で統一的な数値化を図ること。
- (5) 市民生活や公衆衛生並びに環境の面からも、下水道を早急かつ積極的に整備促進を図ること。
- (6) 観光道路については、地域の活性化等に資するものであり、費用対効果など経済性のみでは議論できない要因を含んでいる。したがって、事業推進に当たっては、県全体としての交通交流ネットワーク形成の観点や交通リダンダンシー（代替性）の観点からの位置づけを明確にすること。
- (7) 河川の整備に当たっては、事業の重点化を行うとともに、環境に配慮しながら「住民参加による川づくり」を進めること。
- (8) ダム事業を進める際には、環境調査を十分行うこと。なお、大内ダムについては、動植物に関して現地での環境調査が行われていないので、これを実施すること。

2 施策・事業の総合化のための連携施策の取組

県民の多様なニーズに応え、社会資本の整備を効率的かつ効果的に進めていくためには、個々の事業分野で効率的に行うだけでなく、必要に応じ、個々に事業の持つ機能同士の連携を図って事業を進めることが大切です。このため、次のような連携施策に取組むとともに、省庁の枠を越えた事業間の連携の強化のため認められる調整費を積極的に活用する必要があります。





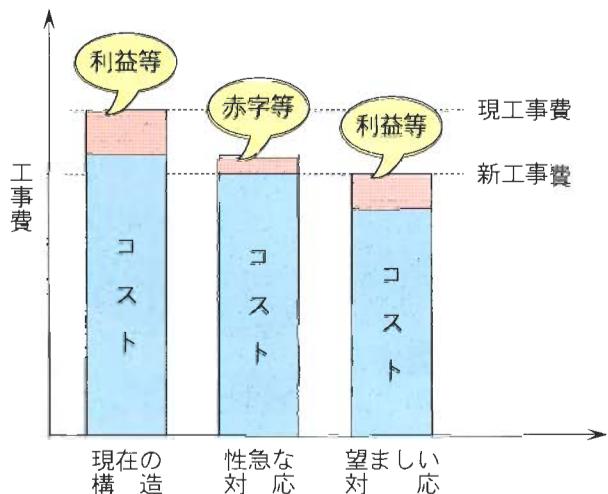
3 『秋田県公共工事コスト縮減対策に関する行動計画』について

1 公共工事コスト縮減対策とは

公共工事のコスト縮減は、いわゆる「公共事業費の削減」ではなく、社会資本として所要の機能・品質を確保し、計画・設計から施工及び将来の維持管理費を含めた各段階において、様々な検討を行うことにより、工事コストの節減に努めるものです。

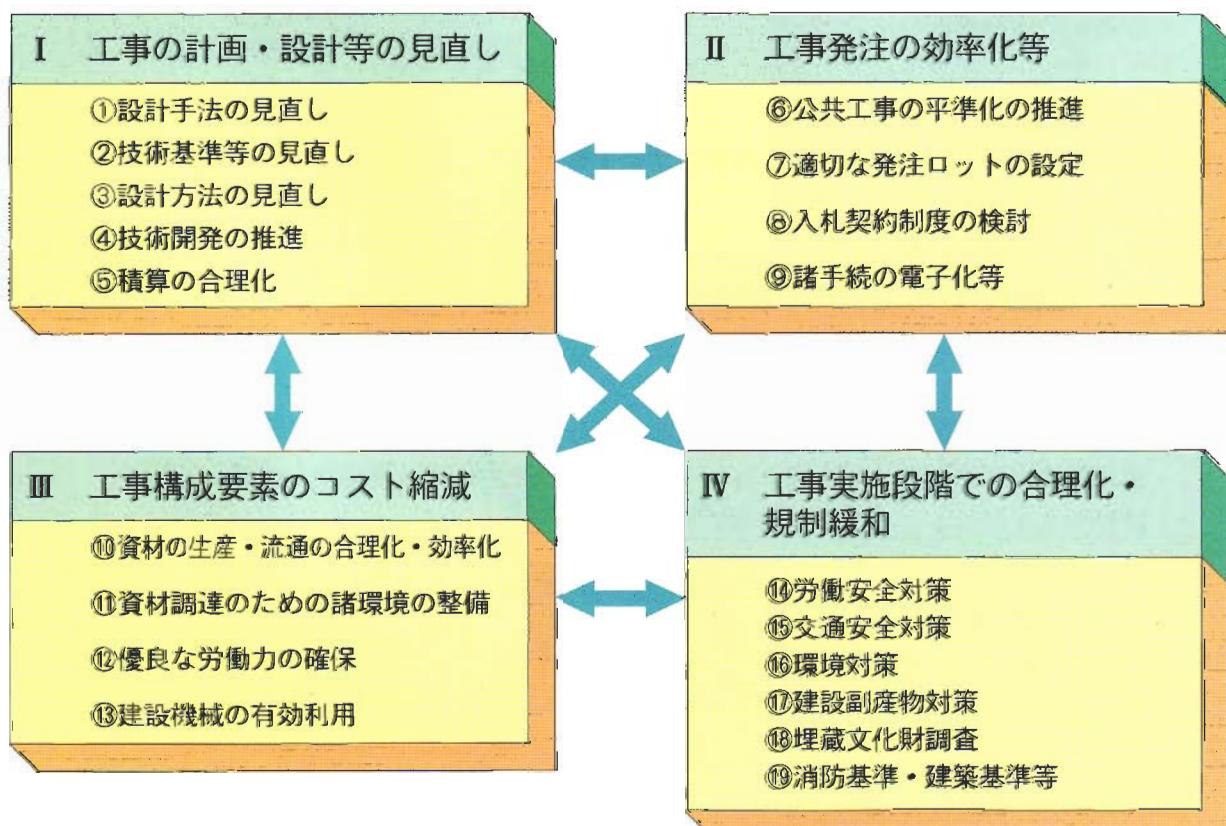
2 基本的な考え方

- ◎国・県・市町村と連携した広範な取り組みが必要です。
- ◎社会資本が本来備えるべき機能・品質を確保したコスト縮減を進めます。
- ◎工事価格のみを下げるような性急な手法で、下請け企業、労働者等が不当なしわ寄せを被らないように努めます。
- ◎公共工事実施の大前提として不正行為の防止に努めます。



3 具体的施策

次の4分野19施策に基づきコスト縮減を進めます。



4 コスト縮減の目標

公共工事コスト縮減の数値目標は次のとおりです。

I 工事の計画・設計等の見直し

II 工事発注の効率化等

III 工事構成要素のコストの縮減

IV 工事実施段階での合理化・規制緩和

公共工事コストを少なくとも
6%以上縮減することを目指す

公共工事コストを少なくとも
4%以上縮減することを目指して努力する

注1) 平成8年度の標準的な公共工事コストに対しての比率を示す

注2) 物価変動要因は除いて推計

平成11年度末までに、全ての施策に取り組みに、公共工事のコストを10%以上縮減することを目指して努力します。

5 本県の重点施策

具体的施策の中で、縮減効果の大きいと予想されるものや自主的に取り組むことができるものを本県の重点施策としております。

(1) 計画手法の見直し

- 企画・立案段階からの計画の検討等
- 事業間調整による共同事業の拡大等

(2) 設計方法の見直し

- 設計VE等の導入の検討
- コンクリート二次製品等の活用による合理的設計等

(3) 積算の合理化

- 新積算システムの導入等による積算の効率化等
- 市場単価方式の拡大等

(4) 公共工事の平準化の推進

- 国・県の債務負担行為等の活用の拡大
- 計画的発注・適正な工期の設定等

(5) 建設副産物対策

- 建設副産物に関する情報交換システムの整備
- 建設発生土やアスファルト塊・コンクリート塊の発生抑制、再利用の促進
- 建設発生土のストックヤード整備の検討

6 フォローアップについて

(1) コスト縮減施策の実施状況を検証し、縮減効果の評価を行う

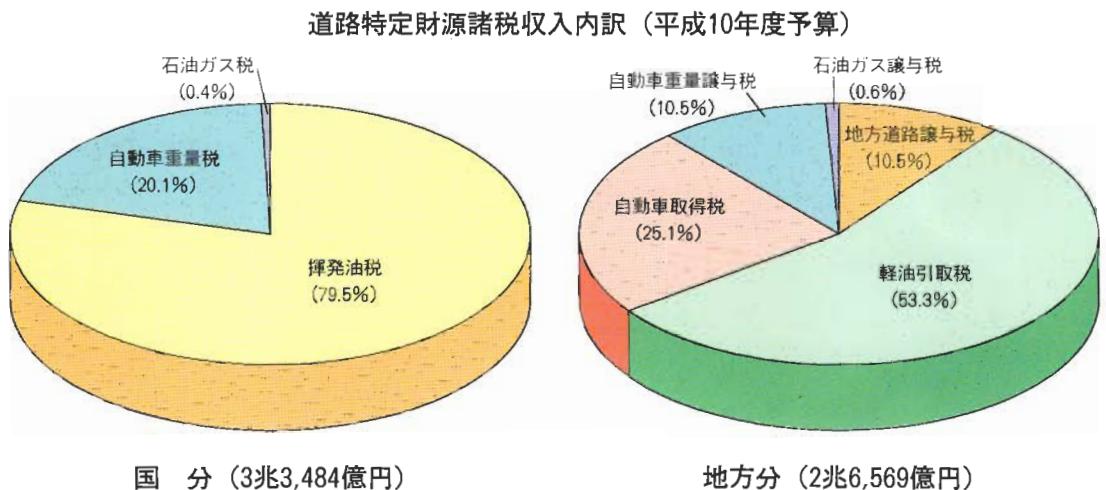
(2) 引き続きコスト縮減のための新たな分野や施策を検討し、実施に移行する

4 道路特定財源制度について

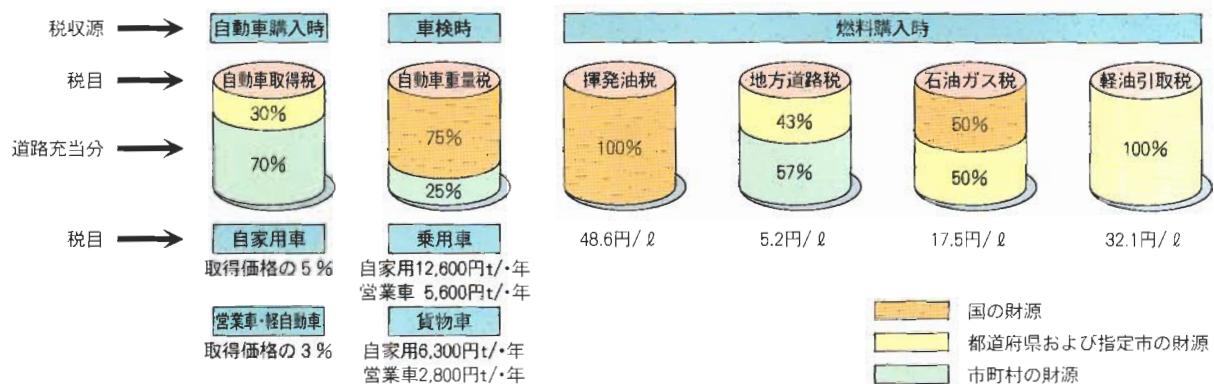
■我が国の道路整備は、利用者の負担で支えられています。

1. 道路特定財源制度は、我が国の立ち遅れた道路を緊急かつ計画的に御整備するために、自動車利用者に負担をお願いして、ガソリン税や自動車取得税などの燃料課税・車体課税を行い、国及び地方の道路整備の財源とする制度です。

道路特定財源は、国と地方を通じて約6兆円。



道路特定財源諸税一覧



2. 道路特定財源制度は、「受益者負担」「損傷者負担」という理念に基づくシステムであり、利用者の目からみても、次のような長所をもっています。

- 自動車利用者があまねく道路整備費用を負担する「公平性」
- 税負担が確実に道路整備に充てられ、利用者に還元されるという「合理性」

